

## 町税はまちづくりの大切な財源

# 税の納め忘れはありませんか？



### 私たちの暮らしを支える税

町の財源は、町民の皆様にご納めいただいている町税をはじめ、国・県からの交付金等で賄われています。道路や公園、学校、病院など生活環境の整備や保健医療・福祉の整備充実など様々な面に活用され、私たちの暮らしや住みよいまちづくりに大きく貢献しています。



### 滞納者は至急納付ください

町では、きちんと町税を納付されている方との公平性を保つために、地方税法や国税徴収法に基づき滞納処分を行っています。税金を滞納したままにすると延滞金が加算され、さらには法律に基づき、強制的に滞納処分を受けることになります。5月は、平成29年度会計の最終整理月のため、滞納者には催告書を送付します。納税が未だの方は、至急納付ください。

#### 【滞納処分までの流れ】

①

#### 督促状の送付

納期限後 20 日以内に送付します。

②

#### 納税催告（随時）

催告書の送付、電話催告（自宅や勤務先など）、自宅訪問等を行います。

③

#### 滞納処分対象者としての財産調査の実施

滞納者の意思に関わりなく、滞納の税金を強制的に徴収するため、給与調査や預貯金等の財産調査を行います。

④

#### 差押え処分

土地や建物、給与や預貯金等の差押えを行います。



### 職場などの事前調査も

差押えの執行にあたっては、勤務先への給与照会や、金融機関等への預貯金調査、保険会社等への生命保険や損害保険の契約状況等を照会します。

また、事業の取引先に対する売掛金等の調査や、年金事務所への年金等の調査も実施します。



### 必ず納税相談を

滞納者の中には、特別な事情のある方や会社の倒産により職を失った方など様々な事情により納税が困難な方もいます。しかし、一方では納税について無関心な方も相当います。

町では、事情のある方には相談により対処しており、納税計画についてのアドバイスをいたします。納期限内に納付が困難な方は、滞納のまま放置せず、すぐに町民税務課まで納税相談にお越しください。



### 町税を滞納すると一部の行政サービスが制限されます

町に納めていただく税金等は、福祉・教育・土木・産業振興・ごみ処理・消防・保険給付など町民の皆様への様々な行政サービスに使われる大切な財源です。滞納があると財政にも影響を及ぼしますし、滞納整理のためにも多大な費用がかかっています。一方、町税等に滞納がある方と完納されている方が同じ行政サービスを受けることは、納税義務の公平性を阻害することになります。

南越前町では、納税義務の公平性と町民の皆様の信頼を確保し、町民の皆様の納税意識を高めるために、滞納を未然に防ぐ仕組みづくりの一環として、滞納者に対して一部の行政サービスの制限を実施しています。

◆**制限されるサービス** 競争入札参加資格、資金融資や利子補給、公営住宅の入居や各種補助金・助成金交付など、36事業が対象です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

◆**制限の実施時期** 行政サービスを申請する時点で判断します。申請には納税証明書の添付が義務付けられており、その時点で滞納がある場合には、行政サービスを申請することができません。

■**問合せ** 町民税務課 TEL 47-8014